

国民健康保険

被保険者証を更新

8月1日に国民健康保険被保険者証を更新します。「個人ごとに1枚」の紙カード様式の被保険者証を7月下旬に簡易書留で世帯主宛にまとめて送付します。また、同日から70歳以上の人の被保険者証と高齢受給者証を一体化します。更新後の被保険者証の有効期限は表1の通り。国民健康保険は市内在住で、職場などの健康保険加入者とその被扶養者、生活保護を受けている人以外の全ての人が加入しなければなりません。表2に当てはまる人は、必ず14日以内に市役所1階の国保年金課に届け出てください。

◆限度額適用認定証などの更新
市は、市国民健康保険の加入者(表3の一般と現役並み所得者Ⅲを除く)に、入院時の医療費や高額な外来診療費の窓口支払いが表3・4の限度額までになる限度額適用認定証を交付します。また、住民税非課税世帯の人は食事療養標準負担額が表5の通り減額されます。既に持っている同認定証を引

表1 更新後の被保険者証の有効期限

対象	有効期限
被保険者証	70歳誕生日の前日(1日)生まれの人は前月末 昭和26年8月2日～27年7月1日生まれ 上記以外の70歳未満 来年7月31日
被保険者証兼高齢受給者証	75歳誕生日の前日(後期高齢者医療制度へ移行するため) 昭和21年8月2日～22年8月1日生まれ 上記以外の70歳以上 来年7月31日

表2 届け出が必要な場合

国保に入る	国保をやめる	その他
<ul style="list-style-type: none"> 本市に転入した 職場の健康保険をやめた 職場の健康保険の被扶養者からはずれた 子どもが生まれた 生活保護を受けなくなった 	<ul style="list-style-type: none"> 本市を転出する 職場の健康保険に入った 職場の健康保険の被扶養者になった 国保の被保険者が死亡した 生活保護を受けるようになった 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で住所が変わった 世帯主や氏名が変わった 世帯を分けたり、一緒にしたりした 保険証をなくした(汚れて使えなくなった)

表3 70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)	
	Ⅲ(課税所得690万円以上)	25万2600円※1	5万7600円※5	1万5000円
現役並み所得者	Ⅱ(同380万円以上)	16万7400円※2	2万4600円	8000円
	Ⅰ(同145万円以上)	8万1000円※3	1万5000円	8000円
一般		1万8000円※4	5万7600円※5	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ※6	8000円	2万4600円	
	低所得Ⅰ※7		1万5000円	

表4 70歳未満の自己負担限度額(病院・診療所ごとに月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降
所得が901万円を超える	25万2600円※1	14万1000円
所得が600万円を超え901万円以下	16万7400円※2	9万3000円
所得が210万円を超え600万円以下	8万1000円※3	4万4400円
所得が210万円以下	5万7600円	2万4600円
住民税非課税世帯	3万5400円	2万4600円

※1 医療費(保険点数の合計×10円)が84万2000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算
 ※2 医療費が55万8000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算
 ※3 医療費が26万7000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算
 ※4 8月～翌7月の年間自己負担限度額は、14万4000円
 ※5 4回目以降の自己負担限度額は、4万4400円
 ※6 同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税の人
 ※7 同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税の人で、その世帯の年間の所得が必要経費・控除(年金の場合は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円の人

表5 入院時の食事療養標準負担額

所得区分	1食当たり	
一般(下記以外の人)※1	460円	
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院※2	160円
低所得Ⅰ	100円	

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童などの人は、1食260円
 ※2 90日以上入院をしている人は、91日目からの食事療養標準負担額が変わりますので領収証など入院期間が分かるものを持って申請してください

表6 均等割額の軽減表

軽減判定基準額	軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)	7割(1万5411円)
基礎控除額(同)+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	5割(2万5685円)
基礎控除額(同)+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	2割(4万1096円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します

後期高齢者医療制度 保険料額が決定

市は、令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を順次送付します。保険料の納付方法は表6の通り。
 【年金からの支払い(特別徴収)】
 同一世帯内の被保険者と世帯主の令和2年中の総所得金額等が基準額以下の場合、均等割額が軽減されます(表6)。
 【被扶養者だった人の軽減】
 同一世帯内の被保険者と世帯主の令和2年中の総所得金額等が基準額以下の場合、均等割額が軽減されます(表6)。
 【8月から新しい被保険者証に新しい被保険者証を順次送付し

引き続き利用する場合は、更新手続きが必要です。2月に6期に分けて徴収。口座振替に変更も可。
 【口座振替や納付書での支払い(普通徴収)】対象は▽年金の受給額が年額18万円未満の人
 ▽後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人。7月～来年3月に毎月納付。
 ◎保険料軽減率の特例措置を見直し
 【所得が低い人の軽減】
 同一世帯内の被保険者と世帯主の令和2年中の総所得金額等が基準額以下の場合、均等割額が軽減されます(表6)。
 【被災者などの軽減】
 被災者などの軽減を受けたい場合は、市役所1階の国保年金課に申請してください。
 【災害などで大きな損害を受けた▽失業などにより所得の著しい減少があった▽他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となった▽一定期間給付の制限を受けた▽場合、保険料が減免される場合や一定期間徴収が猶予される場合があります。
 ◎8月から新しい被保険者証に新しい被保険者証を順次送付し

ます。8月1日から医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な場合は、早めに相談を。
 一部負担金の割合(1割か3割)は、令和3年度の住民税課税所得額と2年(1・12月)の収入を基に判定。世帯状況の異動や所得の更正などで変更することがあります。3割と判定された人でも収入額が一定の金額未満の人に基準収入額適用申請書を6月下旬に送付していま

す。7月30日(消印有効)までに申請書を提出することで1割となります。
 ◎8月から新しい限度額適用・標準負担額減額認定証に世帯全員が住民税非課税の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると医療費(保険診療分)の自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までになり、入院時の食事代も減額されます。
 ◎8月から新しい限度額適用認定証に3割負担で、同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員が住民税課税所得額690万円未満の人は、限度額適用認定証を提示すると医療費(保険診療分)の自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までになります。

◎人間ドックの費用を一部助成人間ドックを受診する人に費用の3分の1(保険料の軽減対象者は2分の1。いずれも上限2万円)を助成します。
 ◎市役所1階の国保年金課に申請してください。

【申請】市役所1階の国保年金課に申請してください。
 【申請料】無料。
 【申請期間】令和3年7月15日～8月14日。
 【申請時間】午前9時～午後5時。
 【申請場所】市役所1階の国保年金課。

◎8月から新しい限度額適用・標準負担額減額認定証に世帯全員が住民税非課税の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると医療費(保険診療分)の自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までになり、入院時の食事代も減額されます。
 ◎8月から新しい限度額適用認定証に3割負担で、同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員が住民税課税所得額690万円未満の人は、限度額適用認定証を提示すると医療費(保険診療分)の自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までになります。

◎8月から新しい限度額適用認定証に3割負担で、同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員が住民税課税所得額690万円未満の人は、限度額適用認定証を提示すると医療費(保険診療分)の自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までになります。

南西部こども園

入園個別説明会を開催

多目的ホール。

市教委は、来年4月に開園する南西部こども園(野間1)に入園を希望する保護者を対象に、入園個別説明会を次の通り開催します。
 【日時・対象】8月1日(日)▽午前10時～正午▽新2歳児以下▽午後1時～4時▽新3～5歳児。
 【会場】ラスタホール2階の多目的ホール。

無料。当日直接、会場へ。
 園市教委幼児教育推進課 ☎780・4313。
 ◆施設等利用給付費の請求を子ども・子育て支援新制度における施設等利用給付費の償還払い請求期限は、利用した月から2年以内です。
 これまでに施設等利用給付費認定(新2・3号認定)を受け、令和元年10月～3年3月の期間中に幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し、まだ償還払いの請求をしていない人は、7月30日までに必要書類を市役所4階の教育保育課へ提出してください。

7月30日までに提出ができない場合は、同課へ相談を。
 園市教委教育推進課 ☎784・8035。
 ◆夏季休業中の学校閉庁日
 市内公立幼稚園、小・中学校、伊丹特別支援学校、市立伊丹高等学校、教職員の休暇取得の促進を目的に、次の通り閉庁します。
 ▽幼稚園 8月13・15日▽小・中学校、伊丹特別支援学校 11・15日▽市立伊丹高 12・15日。
 園学習・生徒指導に関することは市教委学校指導課 ☎780・3534、保育に関することは市教委幼児教育推進課 ☎780・4313、安全・事故に関すること

【二次元コード】
 7月25日(日)午後1～2時半、アイラブセンターで、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が苦しいひとり親・子育て世帯を対象に、市民や企業から寄付された食料を無償で提供します。定員30人。
 7月15日から予約サイト

【対象】▽総合支援資金の再貸付を借り終わつたか8月までに借り終わる▽同資金の再貸付が不承認となった▽世帯などに該当し、ハローワークに求職登録をし、求職活動を行っている人か生活保護を申請している人。収入や貯金額などの要件あり。

【対象】市内在住・在勤・在学の女性
 無料。面談は当日直接、窓口へ(専用ダイヤル ☎744-0072かメールも可。詳しくは同所ホームページから確認を)。
 男女共同参画センターここいろ ☎781-5516

【対象】市内在住・在勤・在学の女性
 無料。面談は当日直接、窓口へ(専用ダイヤル ☎744-0072かメールも可。詳しくは同所ホームページから確認を)。
 男女共同参画センターここいろ ☎781-5516

現在、各認定証を持っていて8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。該当者で申請していない人は手続き

◎8月から新しい限度額適用認定証に3割負担で、同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員が住民税課税所得額690万円未満の人は、限度額適用認定証を提示すると医療費(保険診療分)の自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までになります。

犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上飼育する犬は、登録と狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。接種をまだ受けさせていない飼い主は、市内黙醫院で手続きを。
 【費用】▷登録と注射=6400円▷注射のみ=3400円。
 登録済みの場合は事前に送付しているがぎの持参を。
 市生活環境課 ☎781-5371